（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三条の規定による改正後の」を削り、「同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（次号に規定するものを除く。）」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び」を「同条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧農業改良資金（」に、「」とする」を「をいう。第二号において同じ。）に係る債務の保証の業務」と、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）」とする」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二十一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十八条を次のように改める。

第百十八条　削除

（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正）

第二十二条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「機構及び」を「機構並びに」に改め、「承認会社」の下に「及び承認組合」を加える。

（旧農業者年金基金法の一部改正）

第二十三条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号イ中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百三号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律

（薬事法の一部改正）

第一条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「区長。」の下に「次項、」を、「第十条」の下に「（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　その薬局の名称及び所在地

三　その薬局の構造設備の概要

四　その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

五　法人にあつては、薬局開設者の業務を行う役員の氏名

六　その他厚生労働省令で定める事項

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　その薬局の平面図

二　第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類

三　第一項の許可を受けようとする者及び前号の薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類

四　その薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては、次のイ及びロに掲げる書類

イ　その薬局において販売し、又は授与する医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類

ロ　その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

五　その他厚生労働省令で定める書類

第四条に次の一項を加える。

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　薬局開設者　第一項の許可を受けた者をいう。

二　登録販売者　第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。

三　薬局医薬品　要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）をいう。

四　要指導医薬品　次のイからニまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

イ　その製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項第一号に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ロ　その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ハ　第四十四条第一項に規定する毒薬

ニ　第四十四条第二項に規定する劇薬

五　一般用医薬品　医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）をいう。